

大阪大学産業科学研究所研究生等奨学金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、産業科学研究所（以下「研究所」という。）における研究生等奨学金（以下「奨学金」という。）の取扱いについて定めることを目的とする。

(奨学金の対象者)

第2条 奨学金は、研究所に入学した優秀な研究生及び特別研究学生（以下「研究生等」という。）の研究活動について経済的支援を行うために支給する。

2 奨学金は次の各号に該当する者には支給しない。

- (1) 学術交流協定による交換留学生（授業料免除期間に限る。）
- (2) 国費外国人留学生
- (3) 他団体等から奨学金等で前2号相当のものを受給する者

(支給対象者の決定)

第3条 奨学金の支給対象者（以下「奨学生」という。）は、指導教員が産業科学研究所奨学金申請書（別紙様式1）にて推薦し、役員会で決定するものとする。

(奨学金の支給額)

第4条 奨学金の支給額は、奨学生の入学料、検定料及び授業料を上限とし、役員会で決定するものとする。

(奨学金の支給期間)

第5条 奨学金の支給期間は入学から当該年度末までとし、継続を希望する場合は改めて指導教員から推薦し、役員会で決定するものとする。

(奨学金の支給方法)

第6条 奨学生は、産業科学研究所奨学金等請求書（別紙様式2）を入学時及び授業料納付時に総務係へ提出するものとする。

2 奨学金は、奨学生の指定する銀行口座に振り込むものとする。

(奨学生の取消)

第7条 奨学生が次の各号に該当するときは、奨学生としての決定を取消すものとする。

- (1) 退学、除籍等により研究所に在籍しなくなったとき。
- (2) 第2条第2項各号に該当することになったとき。
- (3) 所長が奨学生としてふさわしくないと判断したとき。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教授会の議を経て決定するものとする。

附 則

この規程は、平成27年7月16日から施行する。

大阪大学産業科学研究所

奨学金申請書

(ふりがな)	男 女	指導教員
(氏名)		印
(生年月日) 19 年 月 日 (歳)		
(所属) 研究分野名		受入身分
(研究課題)		
(研究内容)		
(研究業績：学会発表、論文発表、表彰)		
受入期間 平成 年 月～平成 年 月		
(備考)		

産業科学研究所奨学金請求書

産業科学研究所長 殿

平成 年 月分

金 円

上記のとおり請求いたします。

平成 年 月 日

分野名等

奨学生氏名 印